

環境教育等促進法関連施策

平成30年2月7日

環境省大臣官房環境教育推進室

教員等環境教育・学習推進リーダー養成事業

文部科学省の協力を得て、教員や地域の環境学習指導者等を対象として、発達段階や現場のニーズに応じた多様な研修の機会を提供し、持続可能な社会の担い手として必要な資質能力を育む環境教育を教育現場で実践・推進していくリーダー人材を養成。

学校教員<カリキュラム・デザイン研修> 平成24年度から



ESDカレンダー作成演習(グループワーク)



カリキュラム・マネジメント力の向上

教科横断型の環境教育の推進

持続可能な社会の担い手として必要な資質能力の育成

多様な体験学習プログラムの提供

環境学習指導者<プログラム・デザイン研修> 平成29年度から



体験学習の実践力を高めることを目的として実施。
平成30年度からは、環境教育等促進法登録・指定・認定事業者と連携して内容を更に拡充。

地域等での実践・普及

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生なら誰でも「楽しく」参加できる環境活動のクラブ。平成22年までは環境省事業として、平成23年度以降は公益財団法人日本環境協会の事業として運営されている。メンバー数：113,920名（2017年度末現在）

活動を
通じた
感想

標高約500メートルの登山をしました。見つけて欲しい物を記載したカードを配り、それを見つけるというゲーム形式を取り入れました。普段何気なく見ている自然もゲーム形式にすると発見の度にワクワクする物に変身し、周りの景色が良く見えるようになるようでした。（大人の活動サポーターによる感想）



環境カウンセラー

市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、申請に基づき、書類・面接審査を通じて環境大臣の登録を受けた者。登録者数：3,483名（2017年度末現在）。

活動
例

環境保全活動：環境マネジメントシステムの構築や監査、環境アセスメントの実施、省エネ診断の支援、再生可能エネルギー導入への助言など

環境教育、普及啓発等の実施：環境セミナーの講師、環境学習や環境イベントの企画、エコカーテンやエコドライブの普及啓発など



全国ユース環境活動発表大会

環境活動を行う高校生・大学生に対して相互交流や実践発表の機会を提供。特に優れた環境活動発表を行う高校生・大学生に対しては、環境大臣賞を授与。



【活動発表事例】

- ホップ和紙開発プロジェクト ～ホップ蔓の新たな可能性にかける～
ホップの生産地である遠野市で、使われずに捨てられるホップを有効活用し、和紙の開発を行った。
- 地域を巻き込め！「服のチカラ」プロジェクト
地域と共に、世界を視野に入れ活動できる人材を育てることを目的に、難民への衣類寄贈や書き損じはがき収集などに取り組む活動。

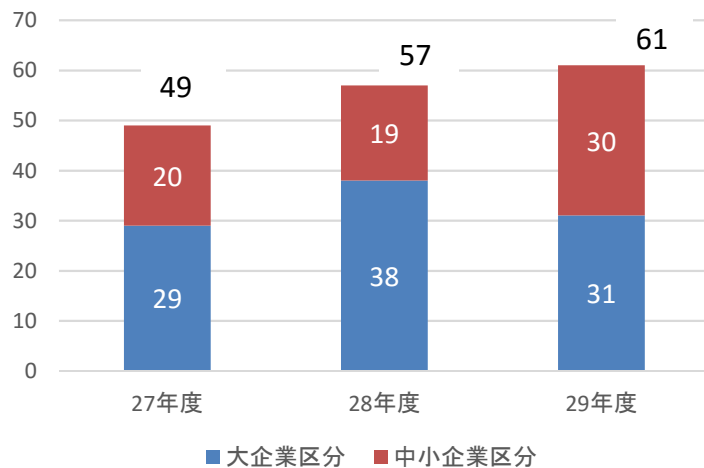
【参加者の感想】

- 「海を越えてきて、こんなに良い経験ができるとは思わなかったです。」(高校生から)
- 「自分の背中をぐっと押されるような思いがしました。」(高校生から)
- 「大変有意義なものでした。同時に、生徒が目目を輝かせ活躍していたことに感銘を受けました。」(教員から)

環境 人づくり企業大賞

企業経営の中に適切に環境の視点を取り入れ、新たな企業価値を創出していくため、環境保全や社会経済のグリーン化を牽引する人材を自社で育成する企業を表彰するもの。(環境教育等促進法第22条の2第2項に基づく表彰)

年度別 応募件数



【主な評価要素】

以下の観点から、取組全体を総合的に評価。

- ① 戦略性: 本業に根差し、地球環境と調和した企業経営の実現を目指す取組みであること。
- ② 波及性: より多くの社員等を巻き込むものであること。
- ③ 実効性: 社員の意識改革、変容等につながっているものであること。
- ④ 体系性: 内容や手法について、教育の目的や社員の特徴に応じた工夫がみられること。
- ⑤ 改善性: 取組により生じた成果や課題を改善につなげていること。



環境大臣賞の授与

<受賞企業の事例>

●環境保全に関する知識や技能の獲得
エコ検定等の受験奨励・補助、社内報でSDGsやESG投資等の情報を掲載。等

●問題解決能力の向上
社員が輪番制でテキストの作成や講師を担当。
パート社員を含めた全社員で、課題解決に向けた意見交換を実施。等

●環境保全活動や持続可能な社会づくりに向けた意欲等の向上
独自のポイント制度や表彰制度の創設、地域貢献活動を通じた学びの機会の提供。等



社員の
変容



地球
環境と調和
した
企業
経営

ESD活動支援センターを中核とした推進ネットワークの構築

背景

2002年のヨハネスブルグサミットでの日本政府とNGOの共同提案から生まれた「国連ESDの10年」は、2005年から2014年まで世界中で展開され、日本国内でも、政府、学校、高等教育機関、NGO/NPO、企業等様々な主体がESDおよびその推進に取り組みました。

2015年からは「国連ESDの10年」の後継プログラムとして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が開始され、我が国も引き続きESDを一層推進すべく「我が国におけるESDに関するグローバル・アクション・プログラム実施計画(ESD国内実施計画)」を策定しました(2016年3月)。

ESD国内実施計画では、地域が必要とする取り組み支援や情報・経験を共有できる「ESD活動支援センター(全国・地方)」を整備し、地域の実態を踏まえた効果的な運用を図っていくこと、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携し、地域ESD活動推進拠点と共に、全国的なESD支援のためのネットワーク形成に取り組むことが示されています。

ESD推進ネットワークとは

4つの「はたらき」

- 情報・実践の共有
- ESD支援体制の整備
- 学びあいの促進
- 人材の育成

3つの「つなぐ」

- 多様なテーマをつなぐ
- 地域をこえてつなぐ
- 国際的な情報をつなぐ

ESD活動支援センター〈全国センター〉

平成28年4月 官民協働プラットフォームとして、ESD推進ネットワークの全国的なハブ機能を担う「ESD活動支援センター」(全国センター)を開設。地方センターやESDの推進に関心を持つ団体と協働・連携し、活動を展開します。

地方ESD活動支援センター〈地方センター〉

平成29年7月から9月にかけて、全国8ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)に開設。広域的なハブ機能を担い、地域におけるESD活動の支援等に取り組みます。

地域ESD活動推進拠点〈地域ESD拠点〉

地域で先導的、波及効果の高いESD活動を実践している組織・団体や、地域でESD活動を支援している組織・団体などの協力を得て形成します。